

発電側課金の見直しについて

2021年5月12日
電力・ガス取引監視等委員会事務局



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

目次

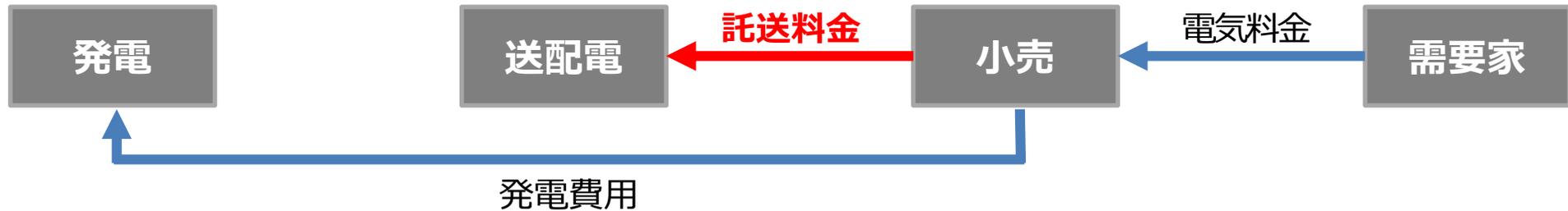
1. 発電側課金の概要
2. 発電側課金の導入趣旨
3. 発電側課金の見直し
 - (1) kW課金の見直し
 - (2) 割引制度の拡充
4. 発電側課金の小売側への転嫁の円滑化

1. 発電側課金の概要①

- 発電側課金は、システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、現在、小売事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともにシステム利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするもの。

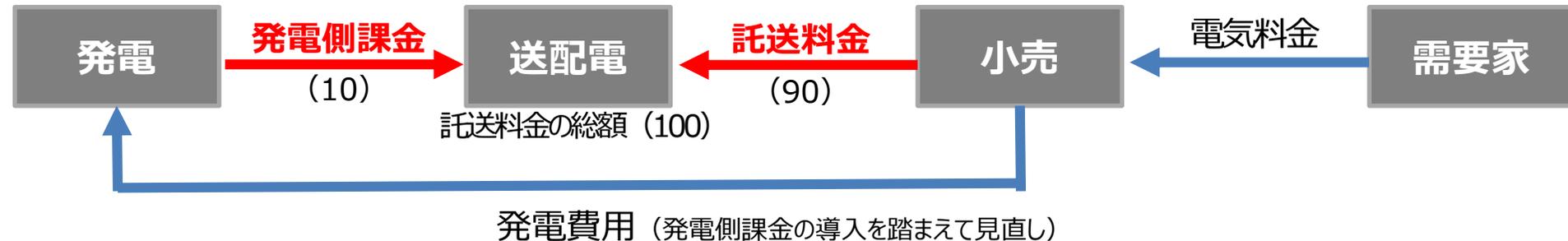
<現行の託送料金制度>

小売事業者（需要側）に100%課金



<発電側課金の概要>

託送料金の一部について発電事業者に負担を求める（託送料金の総額は不変）



1. 発電側課金の概要②（これまでの検討経緯）

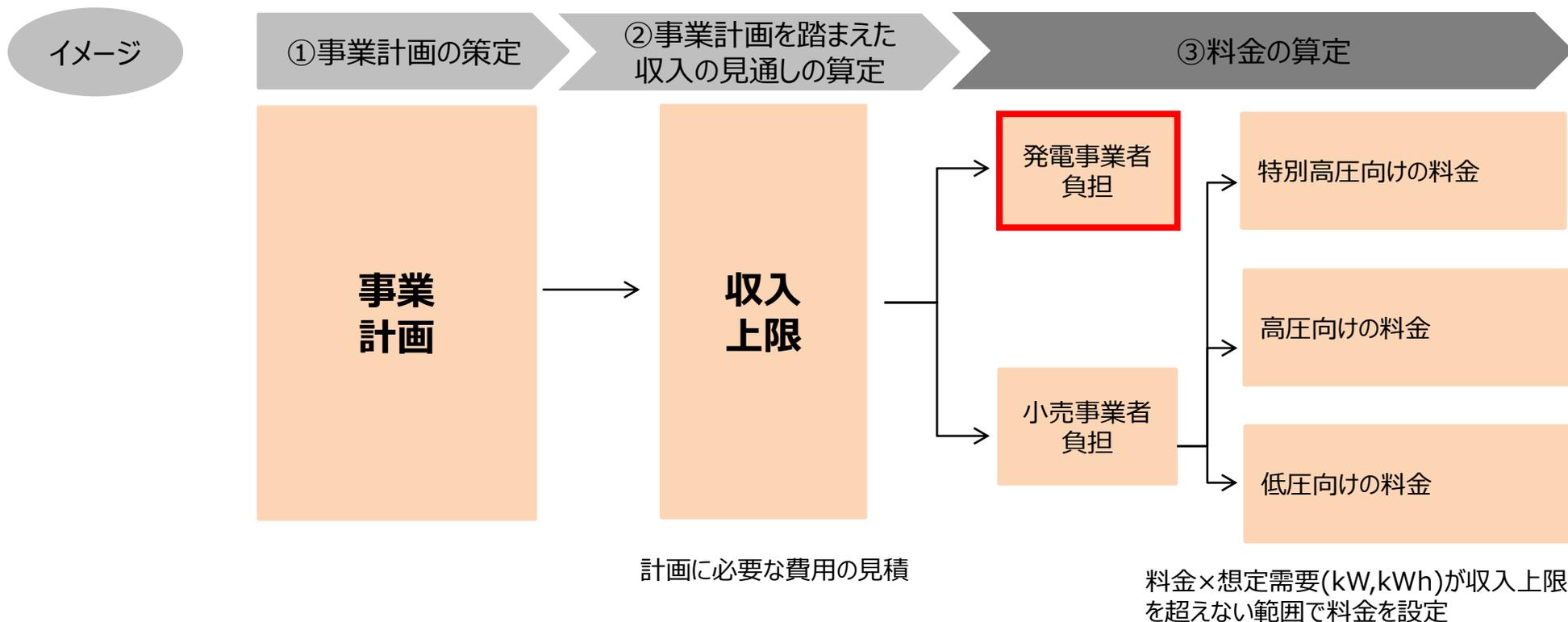
2016年7月 ～2018年6月	電取委の審議会（制度設計専門会合及び「送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WG」）において発電側基本料金導入についての議論を開始
2018年6月	検討の結果、電取委が、発電設備設置者に「送配電設備の受益に応じた負担」を求めること等を内容とする「中間とりまとめ」を公表し、同月27日、経済産業大臣に建議
2018年7月	エネルギー基本計画の中で発電側基本料金の導入を閣議決定
2019年9月 ～2020年3月	発電側基本料金の詳細設計について電取委の制度設計専門会合で審議
2020年7月	梶山大臣より基幹送電線ルールの見直しと統合的な仕組みとなるよう見直し指示
2020年12月 ～2021年3月	発電側課金の見直しについて電取委の制度設計専門会合で審議
2023年度	託送料金改革（レベニューキャップ制度の導入）に合わせて導入

1. 発電側課金の概要③（導入時期、レベニューキャップ制度における位置づけ）

- 発電側課金は、託送料金改革（レベニューキャップ制度の導入）に合わせ、2023年度から導入することとしている。
- 発電側課金は、新たな託送料金制度において設定する収入上限のうち、発電側に配賦する原価の回収を行うもの。現行の託送料金と同様、一般送配電事業者ごとに課金単価が設定される。

2020年7月30日
第1回料金制度専門会合資料3 抜粋

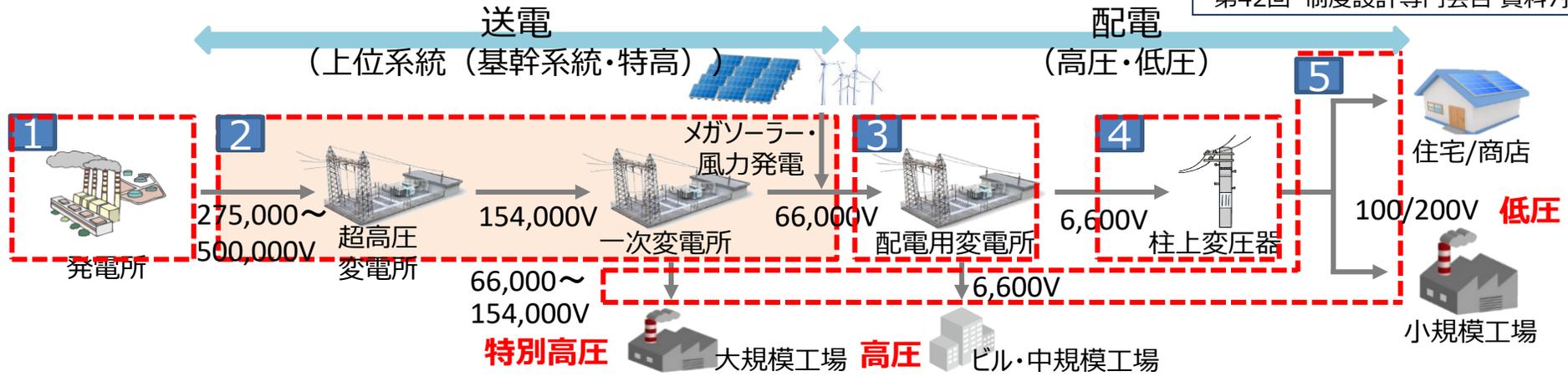
新たな託送料金制度における料金算定に係るルール



1. 発電側課金の概要④ (発電側課金で回収する送配電設備費用のイメージ)

- 発電側・需要側の両方で等しく受益していると考えられる**上位系統 (基幹系統及び特別高圧系統)**に係る**固定費の一部 (発電側と需要側の課金対象kWで按分したもの。全10社の託送料金原価の1割程度と想定)**を**発電側課金**で回収することとしている。

2019年10月18日
第42回 制度設計専門会合 資料7抜粋



託送原価 (億円)	離島供給費	給電費	アンソラーサービス費	送電費	受電用変電費	高圧配電費	配電用変電費	低圧配電費	需要家費	保留原価等	合計
656		835	1,773	10,594	3,753	2,201	10,807	4,250	6,076	3,883	44,835

(注) 上記原価は2015年度実績でいずれも可変費を含む (発電側課金の対象原価は、上記2 (1兆4347億円)のうち固定費のみ)

現状の費用負担	小売電気事業者	
発電側課金導入後	小売電気事業者	小売電気事業者

小売(小売負担比率分) 発電(発電負担比率分)

<簡易試算>

- ・ 上位系統に係る費用のうち固定費(10社計) = 1兆4,208億円
- ・ 需要側の託送契約kW = 486GW、 発電側のkW(設備容量ベース) = 292GW
- ⇒ 発電側の負担規模(発電側課金の対象原価) = 1兆4,208億円 × 292 / (486 + 292) = 5,333億円 (託送料金原価の1割程度)

(注) 簡易な試算であることに加え、事業者によって送配電関連費用の構成や料金算定の根拠となる発電側及び需要側のkW 構成等が異なるため、実際の負担水準は異なる可能性がある点に留意する必要がある。

目次

1. 発電側課金の概要
2. 発電側課金の導入趣旨
3. 発電側課金の見直し
 - (1) kW課金の見直し
 - (2) 割引制度の拡充
4. 発電側課金の小売側への転嫁の円滑化

2. 発電側課金の導入趣旨①（現行の託送料金制度）

- 現行の託送料金制度は、電力の小売への参入を一部自由化した2000年に、新規参入の小売事業者が送配電網を利用する対価を送配電事業者（大手電力会社10社）に支払うものとして創設。
- 当時まで、送配電設備は、電力需要の拡大に応じて整備した大型電源から都市部を中心とした需要地に電気を送るために整備されてきたことを踏まえ、需要家が起因者及び受益者であるとの考え方に基づき、託送料金の全額を小売事業者が負担する仕組みとされた。このため、発電事業者は託送料金を課金されていない。

<現行の託送料金制度> 小売事業者（需要側）に100%課金

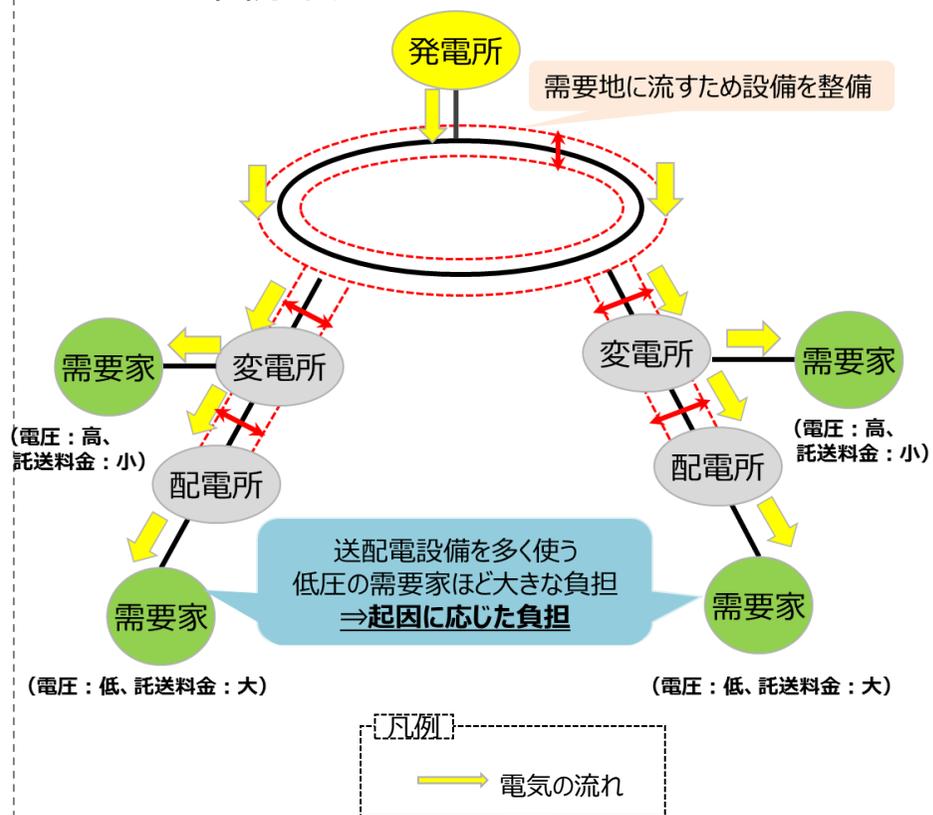


2. 発電側課金の導入趣旨②

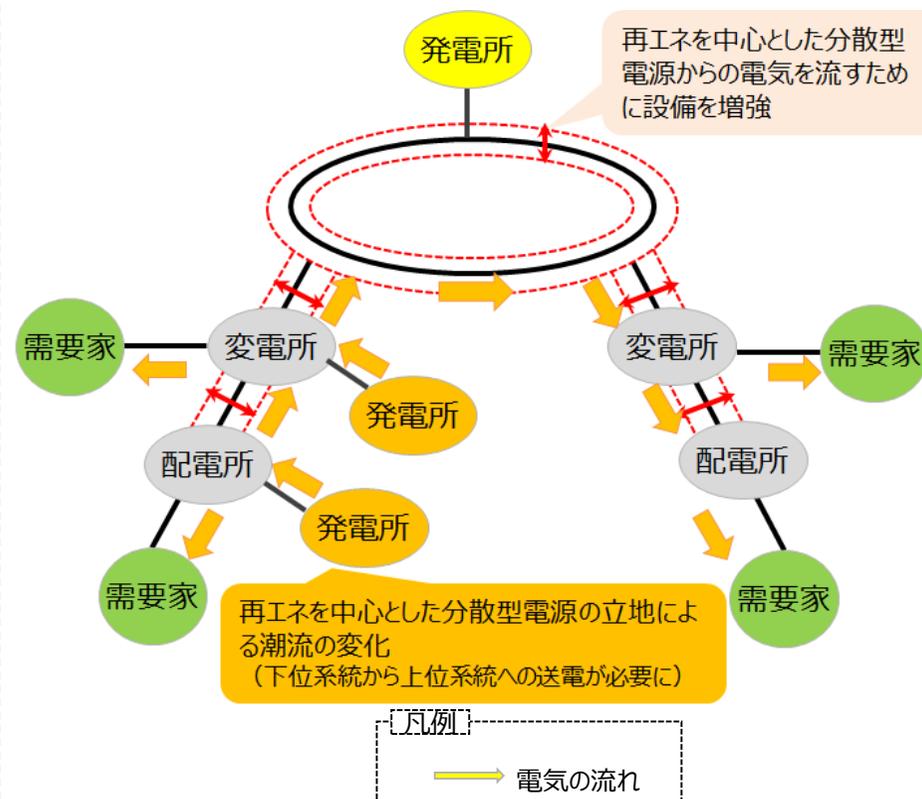
(現行の託送料金制度の課金額の考え方、送配電設備の増強要因の変化)

- 現行の託送料金制度においては、系統に与える影響に応じた負担を求める観点から、接続電圧を考慮して課金額を設定。
- 近年、電力システム改革（全面自由化と送配電分離）により、発電事業への参入もより容易になり、また、再エネを中心に分散型の電源も増加。これにより、発電事業者が設備増強の起因者となるケースが大幅に増加。

<過去の系統環境>



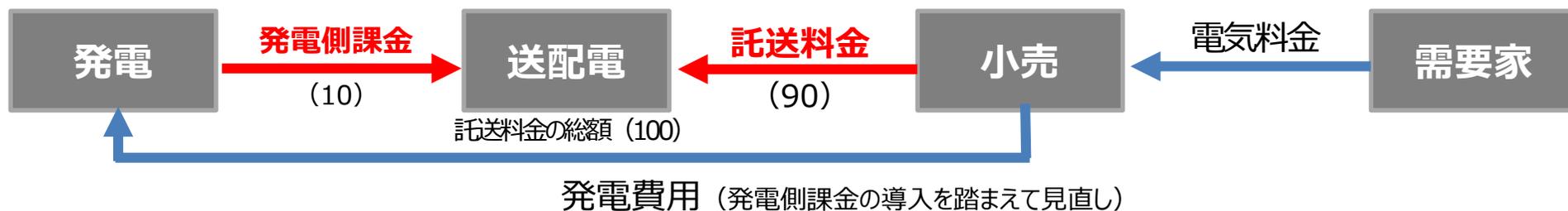
<近年の系統環境>



2. 発電側課金の導入趣旨③

- 送配電設備の増強要因の変化にもかかわらず、現行の託送料金制度は、発電事業者が託送料金を負担しない構造。このため、現行の託送料金制度における「起因者及び受益者負担」の原則の考え方に基づき、新たに以下のとおりとする。
 - ① 託送料金の一部について発電事業者に負担を求めることとし、
 - ② システムの整備費用に与える影響の大きさに応じて課金額に差をつける
- これにより、
 - ① 発電事業者にネットワークコストを意識した事業展開を促すことで、送配電設備に要する費用を抑制しつつ、
 - ② 公平かつ回収確実性の高い託送料金制度のもとで、再エネ主力電源化に向けた系統増強を効率的かつ確実に行い、再エネの導入拡大を実現する。
- あわせて、発電側課金の導入を前提に、系統増強のきっかけを作った発電事業者が多額の費用を負担する仕組みを大きく改善し、エリア全体で負担する仕組みとした。

＜発電側課金導入後の託送料金制度＞ 託送料金の一部について発電事業者に負担を求める（託送料金の総額は不変）



(参考 1) 系統増強費用について、接続しているエリア全体で負担する仕組みへの改善

2018年5月15日 第6回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 資料2抜粋

『発電側基本料金』と『一般負担上限の見直し』のパッケージ

- 発電側基本料金によってフローでの費用回収ができることを前提に、一般負担により行うことが原則とされている基幹送電線等の整備 (※) において、稼働率の低い電源について、一般送配電事業者が負担する額の上限を引き上げ。 ※電源線等については、特定負担により整備することとされている。
- これに伴い、系統制約が顕在化する中で、増強費用が特に課題となる風力発電については、**イニシャルの負担が軽減され、フローの負担が増加する。(分割払い化)**
- 特にフローにおいては、FITの売電収入があるため、全体としてみれば風力発電事業者の資金繰り面を支える効果が期待される。

	現状	今後
	(電源毎に異なる)	(電源によらず一律)
初期負担の上限 (イニシャル)	太陽光 1.5万円/kW 陸上風力 2.0万円/kW 火力 4.1万円/kW	4.1万円/kW 例) 陸上風力 + 2.1万円/kW
発電側基本料金 (フロー)	なし	年間 1800円/kW程度 + 2.1万円/kW (は約10数年分に相当 (金利補正後))

『分割払い化』

(参考2) 第5次エネルギー基本計画(2018.7.3閣議決定) 抜粋

- 2018年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画は、発電側基本料金の導入と一般負担上限の見直しを一体で行うことを明記。
- 一般負担上限の見直しは、当時、発電事業者から「接続に必要な負担が大きい」との声が多かったことを踏まえ、発電側基本料金の導入に先行して実施され、その状況のまま現在に至っている。

第2章 2030年に向けた基本的な方針と政策対応

第2節 3. 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組

第5次エネルギー基本計画(2018.7.3閣議決定)
抜粋(一部加工)

(4) 系統制約の克服、調整力の確保

② ネットワークコスト改革等による系統増強への対応

(中略) 国民負担抑制の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い増大するネットワークコストを最大限抑制するため、既存ネットワーク等のコストを徹底して削減することが必要である。具体的には、仕様等の標準化や調達に関する国への情報開示の促進、コスト削減に向けた一般送配電事業者による自主的ロードマップの提出と取組状況の確認等によって、一般送配電事業者の調達改革を通じた徹底的なコスト削減を促進する。この際、これらの取組みも前提としつつ、不断の効率化を促す託送料金制度についても検討を行う。また、次世代投資を促進するための費用負担の在り方について、投資にインセンティブが働くような託送料金制度や財政的な支援などの検討も含め、未来に向けた投資を促進する制度等環境整備も同時に進めていく。さらに、発電設備設置者もネットワークコストを意識した事業展開を行うためのインセンティブ・選択肢を確保する。具体的には、既に導入済みの系統増強における一部特定負担方式に加え、発電側基本料金等を導入するとともに、一般負担上限の見直しを行う等、系統を効率的に活用するための仕組みを導入する。

目次

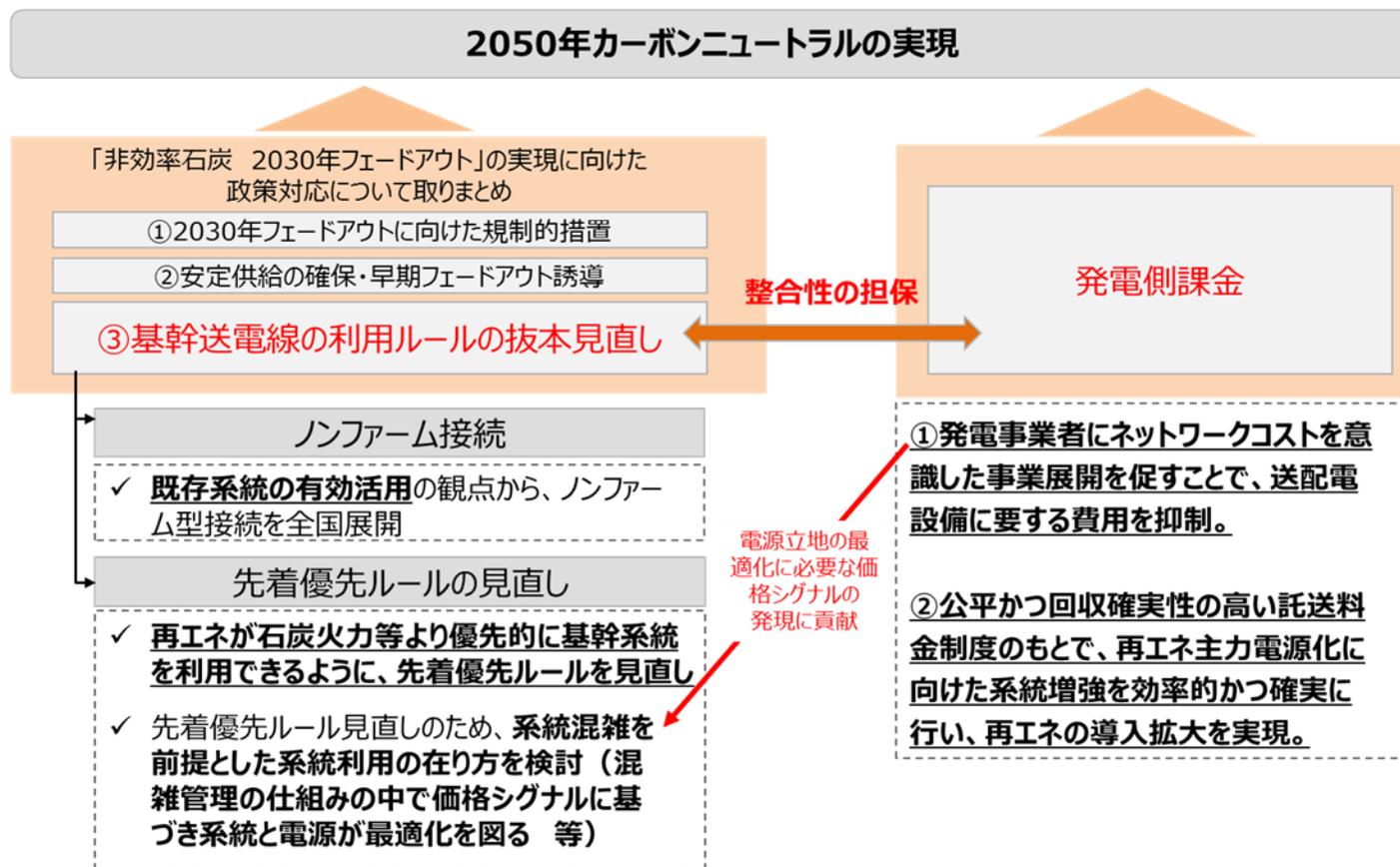
1. 発電側課金の概要
2. 発電側課金の導入趣旨
3. 発電側課金の見直し
 - (1) kW課金の見直し
 - (2) 割引制度の拡充
4. 発電側課金の小売側への転嫁の円滑化

3. 発電側課金の見直し①（見直しの背景・目的）

- 既存の非効率な火力電源を抑制しつつ、再エネ導入を加速化するための基幹送電線の利用ルールの抜本見直しにより、系統の設備増強の在り方が変化することは不可避。
- これを踏まえ、発電側課金についても、当該見直しとも整合的な仕組みとする必要があることから検討を実施。

2020年12月15日第53回制度設計専門会合
資料4-1抜粋

（参考）基幹送電線ルールとの整合性について



3. 発電側課金の見直し②（梶山大臣指示）

2020年12月15日第53回制度設計専門会合
資料4-1抜粋

【参考】7/3(金)閣議後会見における冒頭発言：大臣による「検討指示」

- 資源の乏しい我が国において、エネルギー供給に万全を期しながら脱炭素社会の実現を目指すために、エネルギー基本計画に明記している非効率な石炭火力のフェードアウトや再エネの主力電源化を目指していく上で、より実効性のある新たな仕組みを導入すべく、今月中に検討を開始し、取りまとめるよう、事務方に指示した。
- 具体的には、
 - (1) 2030年に向けてフェードアウトを確かなものにする新たな規制的措置の導入や、
 - (2) 安定供給に必要となる供給力を確保しつつ、非効率石炭の早期退出を誘導するための仕組みの創設、
 - (3) 既存の非効率な火力電源を抑制しつつ、再エネ導入を加速化するような基幹送電線の利用ルールの抜本見直し等の具体策について、地域の実態等も踏まえつつ、検討を進めていきたい。
- また、システムの効率的な利用を促すことで、再エネの効率的な導入を促進する観点から検討が進められている発電側課金についても、基幹送電線の利用ルールを抜本的に見直すこととも整合的な仕組みとなるよう、見直しを指示した。

3. 発電側課金の見直し③（電取委・制度設計専門会合における審議）

- 梶山大臣指示を踏まえ、昨年12月に電取委・制度設計専門会合での見直し検討を開始。事業者団体からのヒアリングをはじめ、様々な御意見を伺いながら、①kW課金の見直し、②割引制度の拡充を行うこととした。

<ヒアリングに御参加いただいた事業者団体（50音順）>

- 送配電網協議会
- 太陽光発電協会
- 中小水力発電4団体（公営電気事業経営者会議、大口自家発電施設者懇話会水力発電委員会、全国小水力利用推進協議会、水力発電事業懇話会）
- 日本経済団体連合会
- 日本地熱協会
- 日本風力発電協会
- 日本木質バイオマスエネルギー協会
- 日本有機資源協会
- バイオマス発電事業者協会

目次

1. 発電側課金の概要
2. 発電側課金の導入趣旨
3. 発電側課金の見直し
 - (1) kW課金の見直し
 - (2) 割引制度の拡充
4. 発電側課金の小売側への転嫁の円滑化

3. 発電側課金の見直し（1）kW課金の見直し

<見直し前>

- 現状、送配電設備は、「各発電所の契約kWが必ず流せるよう整備する」との考え方に基づいて整備されていることを踏まえ、契約kWに応じて課金。

<見直し後>

- 基幹送電線利用ルールの抜本見直しを踏まえると、今後、基幹系統の設備形成は、契約kWに加え、設備の利用状況（kWh）も考慮した費用対便益評価に基づいて行われることを踏まえ、新たにkWh課金を導入することとした。
- 発電側課金が導入される2023年度時点では、kWhも考慮した整備は全体の中で一部に留まると見込まれる。しかしながら、2023年度以後、再エネ大量導入による混雑系統の増加を踏まえた設備増強、送電線利用ルールの抜本見直しの特別高圧系統への適用拡大など、kWhも考慮した整備の割合は上昇していくことが想定されるところ、将来における送電設備の整備費用を巡る状況を先行的に考慮して、kWh課金の比率を上積みを行うとの考え方の下、kW課金とkWh課金の比率は1：1で始めることとした。

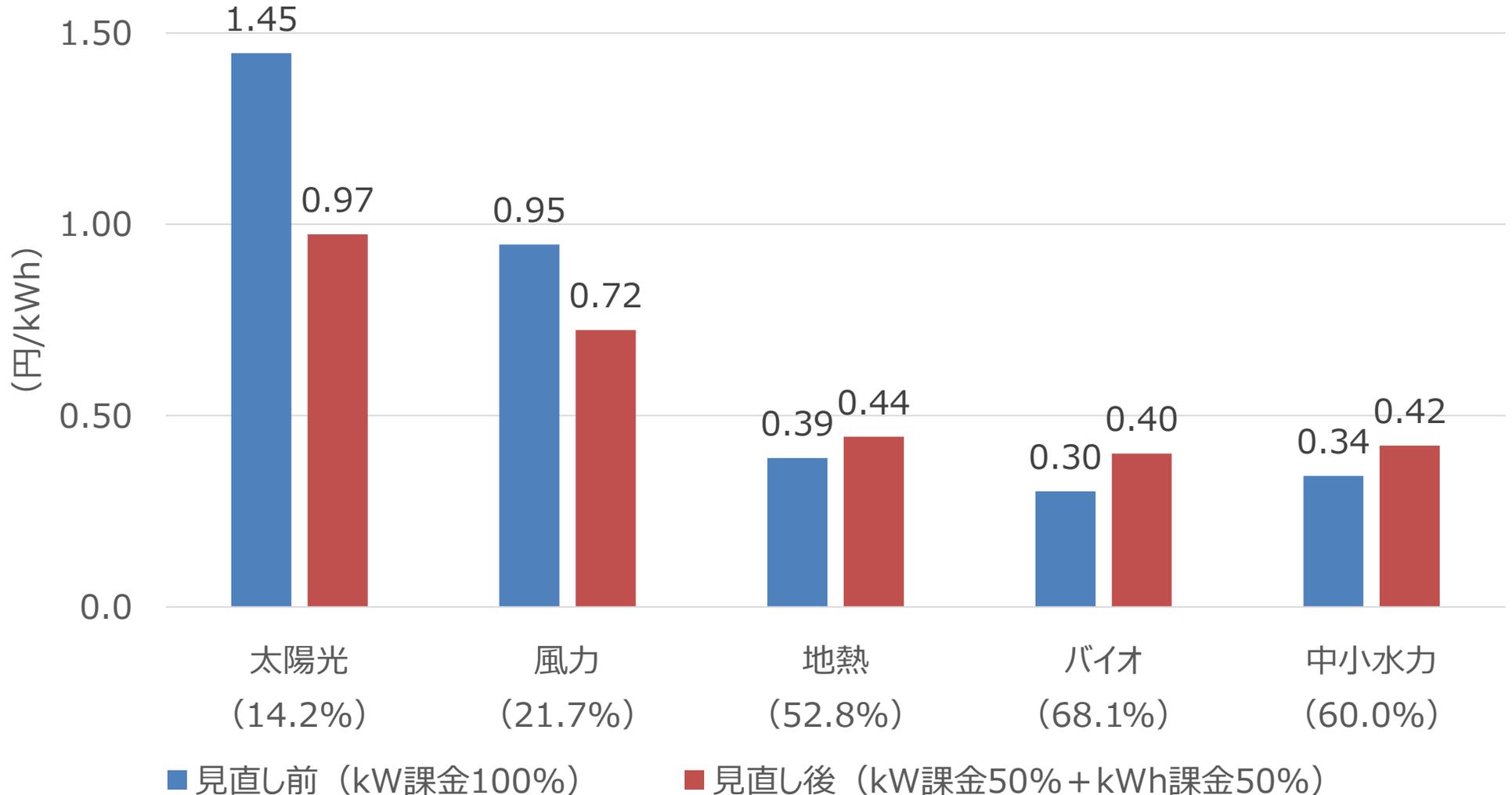


(注) 課金総額は暫定値

(参考) 各再エネ電源における見直し前後の負担単価イメージ

負担単価イメージ

(括弧内は前提の設備利用率、棒グラフ上部の数値は小数点第3位四捨五入後の値)



(注) 負担単価のイメージは、kW課金を150円/kW・月(見直し前)と75円/kW・月(見直し後)、kWh課金を0.25円/kWh(見直し後)と仮定した上で、2021年4月7日総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第31回)資料2 P.98等を参考に各電源の設備利用率を設定し、割引制度を考慮せず、その他にも前提条件を置いた10社合計費用を基にした簡易試算であり、事業者によって送配電関連費用の構成や料金算定の根拠となる発電側及び需要側のkW構成、発電側の立地状況等が異なるため、各社が個別に請求する実負担額とは異なる可能性がある。

目次

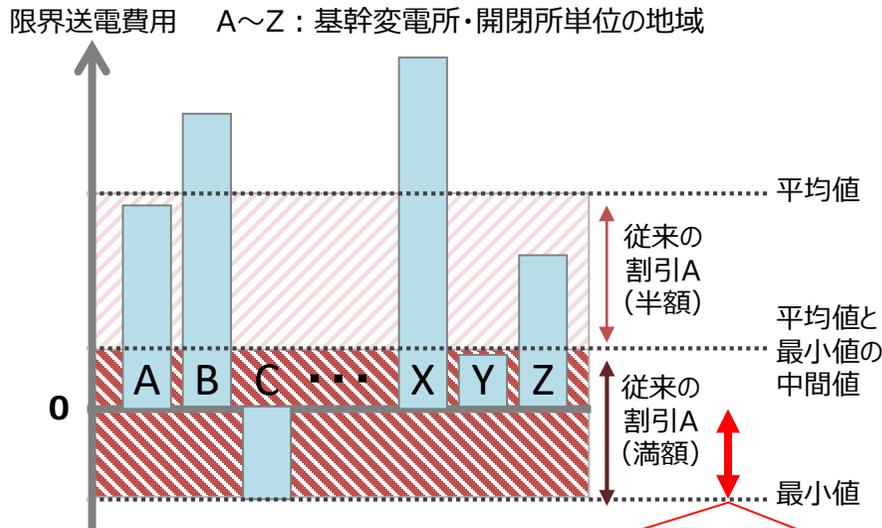
1. 発電側課金の概要
2. 発電側課金の導入趣旨
3. 発電側課金の見直し
 - (1) kW課金の見直し
 - (2) 割引制度の拡充
4. 発電側課金の小売側への転嫁の円滑化

3. 発電側課金の見直し（2）割引制度の拡充②

<割引額の見直し>

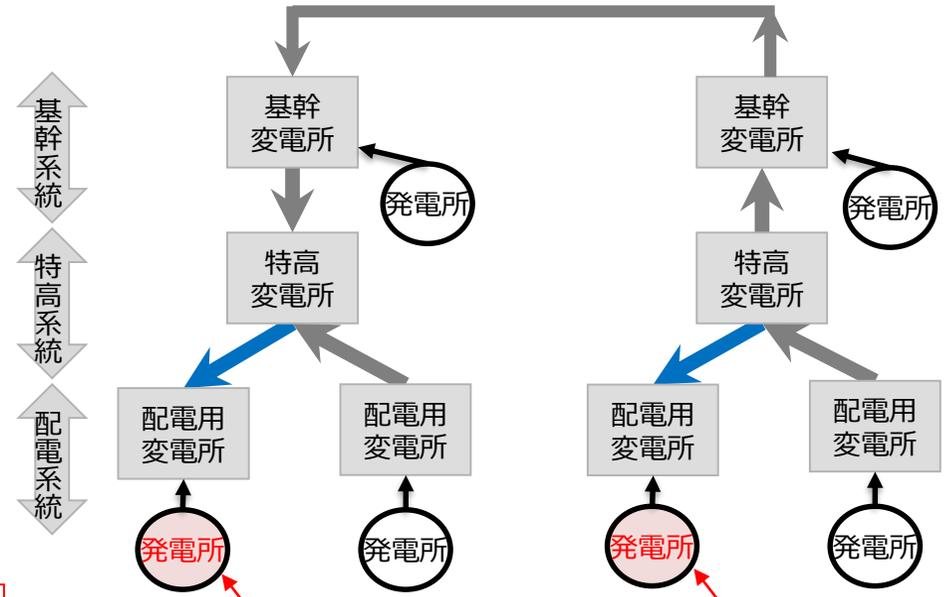
- **基幹送電線の利用ルールの抜本見直しに伴い、系統混雑を前提とした系統利用が想定される中、発電側課金が送配電設備の整備費用に与える影響に応じた負担を求め、電源立地の最適化に必要な価格シグナルを出すことが更に重要**となる。
- このため、**基幹系統・特別高圧系統の双方に悪影響を与えないとみなされる電源は、割引A及び割引Bの適用の結果、kW課金分を0円とすることとした。**

割引Aの拡充イメージ



限界送電費用が0以下であるエリアは基幹系統投資に悪影響を与えないとみなされ、kW課金における基幹系統分(供給エリアによるがkW課金分の概ね半額程度)を0円とするイメージ。

割引Bの拡充イメージ

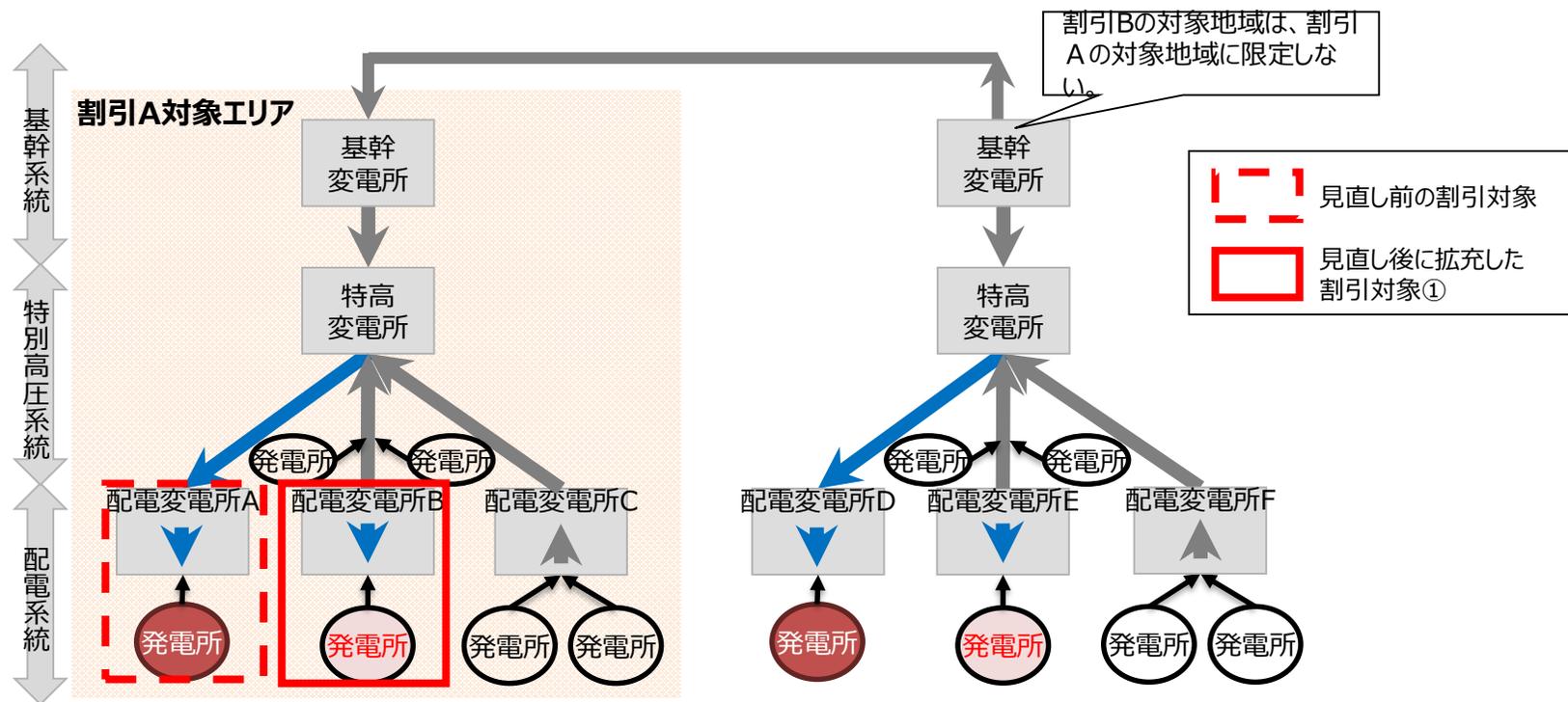


代表的な断面において特別高圧系統に対して逆潮流にしていないエリアは、特別高圧系統投資へ悪影響を与えないとみなされ、kW課金における特別高圧系統分(供給エリアによるがkW課金分の概ね半額程度)を0円とするイメージ。

3. 発電側課金の見直し（2）割引制度の拡充③

＜割引B（特別高圧系統投資効率化割引）の拡充＞

- 代表的な断面において配電用変電所でアップ潮流が生じていない地域は、見直し前の案の割引Bの対象地域（特別高圧系統に対し逆潮流していない地域）ほどではないものの、他地域に比して特別高圧系統への投資に悪影響を与えないとみなされる。
- 割引Aでも基幹系統に与える影響に応じ、満額割引と半額割引が設定されていることとのバランスも踏まえ、割引Bと割引なしの間に中間的な割引類型を設定することとした。

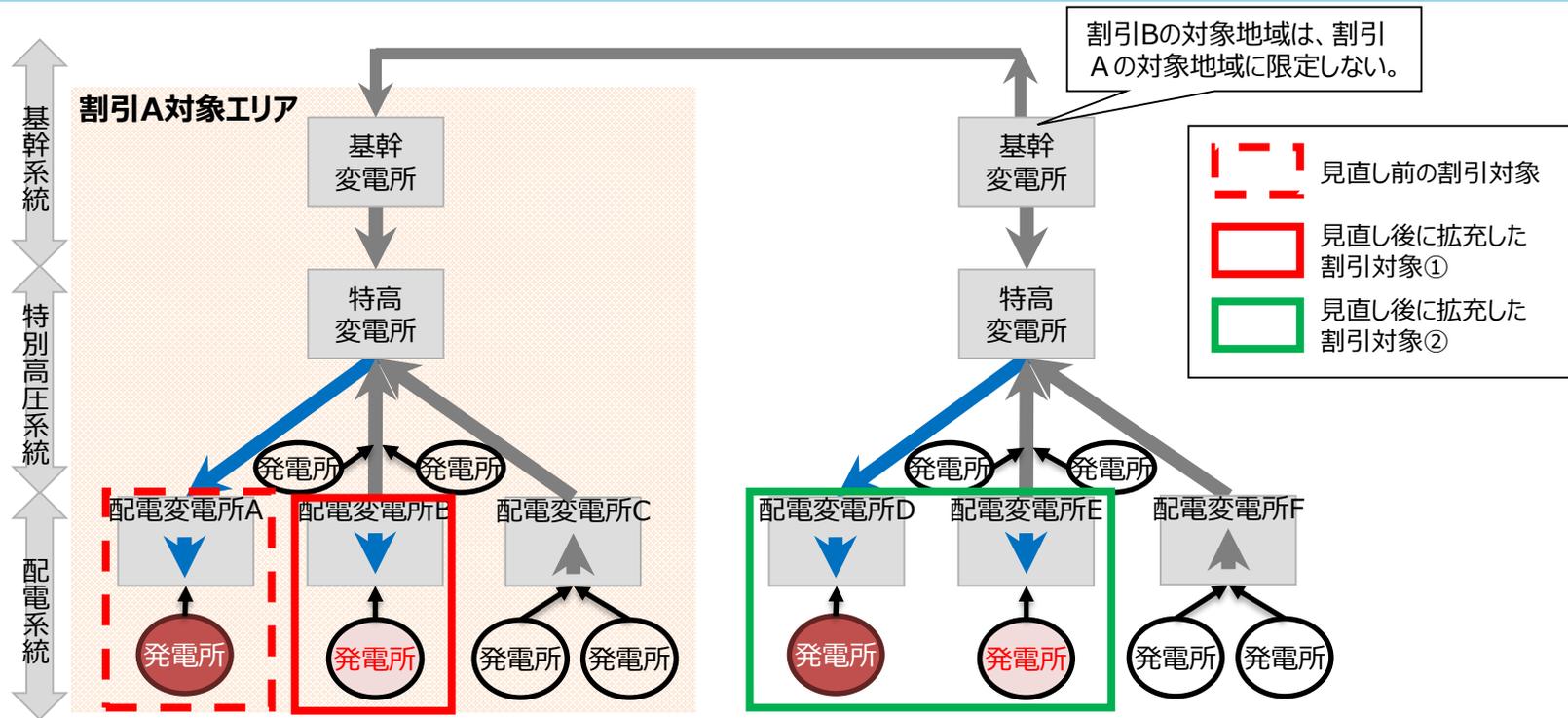


特別高圧系統に逆潮流していないか	○	×	×	○	×	×
配電変電所でアップ潮流が生じていないか	○	○	×	○	○	×
割引判定結果	割引B-1	割引B-2	なし	割引B-1	割引B-2	なし

3. 発電側課金の見直し（2）割引制度の拡充④

<割引B（特別高圧系統投資効率化割引）の拡充（続き）>

- 見直し前の案では、割引Aの対象地域であることが、割引Bの適用条件とされていた。
- 送電線利用ルールの抜本見直しにより、基幹系統と特別高圧系統とで取扱いが異なることとなること、ある地域の電源が基幹系統と特別高圧系統に与える影響は区分が可能であること等の観点を踏まえ、**割引Bの対象地域について、割引Aの対象地域に限定しないこととした。**



特別高圧系統に逆潮流していないか	○	×	×	○	×	×
配電変電所でアップ潮流が生じていないか	○	○	×	○	○	×
割引判定結果	割引B-1	割引B-2	なし	割引B-1	割引B-2	なし

(参考1) 割引Aの見直し前の案と見直し後の案の比較

- 具体的には、以下のように見直すこととしている。

1. **kW課金における基幹系統分(供給エリアによるがkW課金分の概ね半額程度)の費用負担を0とする割引A-1を新たに設定。**
2. **見直し前の案の割引Aに相当する割引A-2、割引A-3の割引単価は、それぞれ見直し前の案の割引A(満額割引)、割引A(半額割引)の考え方を踏襲。**

見直し前の案

割引区分	限界送電費用の条件	kW負担額のイメージ		kW当たりの割引単価
		割引前	割引後	
割引A (満額割引)	平均値と最小値の中間値～ 最小値	150円 /kW・月	120円 /kW・月	発電側課金で回収する基幹系統の減価償却費及び事業報酬を、発電側の課金対象kWで除した金額
割引A (半額割引)	平均値～ 平均値と最小値の中間値		135円 /kW・月	割引A(満額割引)の半額

見直し後の案

割引区分	限界送電費用の条件	kW負担額のイメージ		kW当たりの割引単価
		割引前	割引後	
割引A-1	0以下	75円 /kW・月	37.5円 /kW・月	kW課金における基幹系統分の費用負担が0 ⇒発電側課金で回収する基幹系統の固定費の半額(kW:kWh=1:1のため)を、発電側の課金対象kWで除した金額
割引A-2	平均値÷2～0		60円 /kW・月	現行案の割引A(満額割引)と同様の考え方 ⇒発電側課金で回収する基幹系統の減価償却費及び事業報酬の半額(kW:kWh=1:1のため)を、発電側の課金対象kWで除した金額
割引A-3	平均値～平均値÷2		67.5円 /kW・月	現行案の割引A(半額割引)と同様の考え方 ⇒割引A-2の半額

(注1) 見直し後の案でも基幹系統接続電源は引き続き上記割引単価の半分とする(割引A-1を除く)

(注2) kW負担額のイメージは、(1) kW負担額が150円/kW・月(見直し前)と75円/kW・月(見直し後)、(2) 基幹系統と特高系統の固定費が50%ずつ、(3) 2020年11月15日第43回制度設計専門会合「発電側課金の詳細設計について③」と同じく割引Aの割引単価の最大値がkW負担額の約2割程度と仮定し、その他にも前提条件を置いた10社会計費用を基にした簡易試算であり、事業者によって送配電関連費用の構成や料金算定の根拠となる発電側及び需要側のkW構成、発電側の立地状況等が異なるため、各社が個別に請求する実負担額とは異なる可能性がある。

(参考2) 割引Bの見直し前の案と見直し後の案の比較

- 具体的には、以下のように見直すこととしている。

1. **kW課金における特別高圧系統分(供給エリアによるがkW課金分の概ね半額程度)の費用負担を0とする割引B-1を新たに設定。**
2. **割引B-1、B-2の要件について、前述のとおり見直し。**

見直し前の案	割引区分	条件	kW負担額のイメージ		kW当たりの割引単価
			割引前	割引後	
	割引B	以下の条件を全て満たすこと 1) 割引Aの対象地域である 2) 代表的な断面で特別高圧系統に対し逆潮流していない 3) 空き容量マップにおいて、空き容量がゼロより大きい	150円 /kW・月	120円 /kW・月	発電側課金で回収する特別高圧系統の減価償却費及び事業報酬を、発電側の課金対象kWで除した金額



見直し後の案	割引区分	条件	kW負担額のイメージ		kW当たりの割引単価
			割引前	割引後	
	割引B-1	代表的な断面で特別高圧系統に対して逆潮流していないこと	75円 /kW・月	37.5円 /kW・月	kW課金における特別高圧系統分の費用負担が0 ⇒発電側課金で回収する特別高圧系統の固定費の半額 (kW:kWh=1:1のため) を、発電側の課金対象kWで除した金額
	割引B-2	代表的な断面で配電変電所でアップ潮流が生じていないこと		60円 /kW・月	現行案の割引Bと同様の考え方 ⇒発電側課金で回収する特別高圧系統の減価償却費及び事業報酬の半額 (kW:kWh=1:1のため) を、発電側の課金対象kWで除した金額

(注1) 代表的な断面は見直し前の案と同じく「重負荷断面」または「最過酷断面」を想定

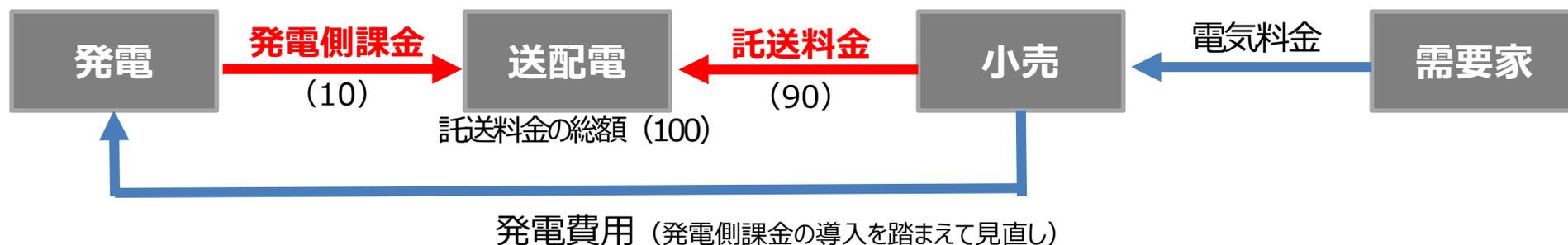
(注2) kW負担額のイメージは、(1) kW負担額が150円/ kW・月(見直し前)と75円/ kW・月(見直し後)、(2) 基幹系統と特高系統の固定費が50%ずつ、(3) 2020年11月15日の第43回制度設計専門会合「発電側課金の詳細設計について③」と同じく割引Bの割引単価の最大値がkW負担額の約2割程度と仮定し、その他にも前提条件を置いた10社合計費用を基にした簡易試算であり、事業者によって送配電関連費用の構成や料金算定の根拠となる発電側及び需要側のkW構成、発電側の立地状況等が異なるため、各社が個別に請求する実負担額とは異なる可能性がある。

目次

1. 発電側課金の概要
2. 発電側課金の導入趣旨
3. 発電側課金の見直し
 - (1) kW課金の見直し
 - (2) 割引制度の拡充
4. 発電側課金の小売側への転嫁の円滑化

4. 発電側課金の小売側への転嫁の円滑化について

- 発電側課金の小売側への転嫁の円滑化については、これまでの議論として、既存相対契約の見直しが行われ
ないと、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負わされることになることから、発電と小売との協議が適
切に行われるよう、既存相対契約見直し指針を策定することとしている。
- 本指針（骨子案）の中では、次の考え方を示している。
 - ① 発電事業者における発電側課金の増額想定分、小売事業者が負担する託送料金の減額想定分等の情
報を適切に共有し、公平を旨として協議を行い、相対契約に基づく取引金額を見直す
 - ② 特に、発電側課金の導入による小売事業者の需要側託送料金の減額分（全国平均では約0.5円
/kWh）は、発電・小売間の取引価格に適切に充当されるべき
 - ③ 仮に事業者間での転嫁についての協議が不適切であった場合等においては、既存相対契約の見直しに関連
する紛争解決の仕組みを利用することができる
- こうした考え方は、相対契約を締結している全ての電源に適用すべきであり、制度上、調達価格が固定されて
いるFIT電源の小売買取についても、その調達価格とは別に価格を上乗せすることにより、上記指針の対象と
したところ。
- さらに、発電側課金の転嫁を円滑化するためには、既存相対契約見直し指針の策定に加え、当委員会として、主要な小売事業者（旧一電＋主要新電力）への個別の要請を行うとともに、既存相対契約の見直し等につ
いて、アンケート・ヒアリングを通じた実態把握など、具体的な確認方法を検討していくことが重要。このため、発電側課金の導入を見据え、その確認のあり方について、必要な検討を進めることとしている。



(参考) 発電側課金に関する既存相對契約見直し指針 (骨子案)

2019年11月15日
第43回制度設計専門会合 資料4抜粋

1. 本指針の目的

- ✓ 発電側課金は、託送料金の原価総額の範囲を変えないことを前提として導入するものであるため、発電側にとっては新たな費用負担となる一方で、小売電気事業者が負担する託送料金はその分減額されることとなる。したがって、発電側及び小売側との間で締結された既存の相對契約（以下「既存契約」という。）についても、事業者間の協議を通じて、適切に見直されることが望ましい。
- ✓ このため、本指針においては、事業者間の協議の円滑化を図る観点から、既存契約の見直し協議に際しての基本的な考え方を示すとともに、その考え方をベースとして、事業者が誠実かつ適切に協議を行うことを求めることとする。

2. 契約見直しの必要性

- ✓ 発電側課金は、市場や当事者間の交渉の中で、卸料金に転嫁されることが想定される。
- ✓ しかしながら、既存契約については、契約の見直しが行われなければ、制度変更に伴う費用負担を発電側が一方的に負わされることとなる。
- ✓ したがって、発電側及び小売側は、発電側課金が導入されるまでの間に、既存契約の見直しに向けて、誠実かつ適切に協議を行うことが求められる。

(参考) 発電側課金に関する既存相対契約見直し指針 (骨子案)

2019年11月15日

第43回制度設計専門会合 資料4加工

3. 基本的な考え方

- ✓ 既存契約には、基本料金と従量料金を支払う二部料金制となっているもの、従量料金のみを支払うもの等様々な契約形態が存在するが、いずれの契約形態においても、発電側課金が卸料金に適切に転嫁されるよう、本指針の基本的な考え方に則って、既存契約の見直しに向けて、事業者間で誠実かつ適切に、協議が行われることが望ましい。
- ✓ 具体的には、発電側課金の制度趣旨を踏まえ、以下の考え方に沿って協議することが求められる。
 - 契約当事者は、各当事者が試算した発電側における発電側課金の増額想定分や小売電気事業者が負担する託送料金の減額想定分等の情報を適切に共有し、公平を旨として協議を行い、相対契約に基づく取引金額を見直す。
 - 特に、**小売電気事業者における需要側託送料金の減額分については、発電側課金の制度趣旨を踏まえると、卸料金への転嫁に充当されるべき**である。また、**小売電気事業者においては、発電側課金の転嫁を受け入れられない事情を含め、転嫁に関わる情報を発電側に明らかにするとともに、詳細に説明を行うことが望ましい。**
 - なお、発電側課金については、その他の市場（容量市場等）からの回収も想定される。事業者間の協議においては、必要に応じて、それらの市場からの回収見込みに関する情報も適切に考慮する。
(注) その他の市場からの回収分については、発電側課金にかかる既存契約見直し協議とは別途協議を行うことも想定される。

4. 既存契約の見直しに関連する紛争解決の利用